

松江市告示第 202 号

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成事業実施要綱（平成 17 年松江市告示第 233 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市に住所を有する母子家庭、父子家庭及びそれに準ずる家庭 _____ に対し、高等学校等に就学する者 _____ の通学に要する費用の一部を助成することにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「<u>高等学校等</u>」とは、<u>次に掲げるもの</u> _____ をいう。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 <u>この要綱において「生徒」とは、高等学校等の第 1 学年から第 3 学年までの学年に在籍し、かつ、20 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この要綱は、松江市に住所を有する母子家庭、父子家庭及びそれに準ずる家庭 <u>(以下「ひとり親家庭等」という。)</u> に対し、高等学校等に就学する <u>児童(以下「生徒」という。)</u> の通学に要する費用の一部を助成することにより、児童の健全な育成と福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この要綱において「<u>生徒 _____</u>」とは、<u>次の各号のいずれかに就学している満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者又は、18 歳に達した者のうち、第 3 学年までの学年に在学をいう。</u></p> <p>(1)～(3) 略</p>

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子、同条第2項に規定する配偶者のない男子又は前条第2項に規定する生徒(父母のない者に限る。)を養育している者とする。

(助成の額等)

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる生徒の通学手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出された額とする。ただし、第2号に掲げるものについては、高等学校等の在学中1回限りとし、第3号に掲げるものについては、各年度中1回限りとする。

(1) 公共交通機関を利用する生徒のうち、その運賃を定期券購入により負担する場合1か月の運賃の2分の1の額(その額が10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とし、10,000円を上限とする。)

(2) 交通用具(自転車、バイク等をいう。以下同じ。)を利用しての通学を高等学校等から許可されていて、入学前の3か月又は入学後に交通用具を購入した場合購入費の2分の1の額(その額が10円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額とし、20,000円を上限とする。)

(3) 交通用具を利用しての通学を高等学校等から許可されていて、交通用具を修

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する母子家庭の母、又は同条第2項に規定する父子家庭の父、若しくは父母が無く第2条に規定する生徒をいう。

(助成の額)

第4条 助成の額は、次の各号に掲げる生徒の主たる通学手段の区分に応じ、当該各号に定める方法により月単位に算出された額とする。

(1) 公共交通機関を利用する児童のうち、その運賃を定期券購入により負担することを常例とする場合1か月に要する運賃の額が24,000円以下の時はその額の2分の1の額(10円未満切捨て)とし、24,000円を超えるときは12,000円とする。

(2) 交通用具(自転車、バイク等をいう。以下同じ。)を利用しての通学を高等学校等から許可されている場合月額1,250円とする。

理した場合 修理費(3,000円を超える場合に限る。)の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5,000円を上限とする。)

(4) 自宅からの通学が困難等の理由により、寄宿舍に入舎し、又は下宿をしている場合 1か月の家賃の2分の1の額(その額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨て、20,000円を上限とする。)

第5条・第6条 略

(支給の決定及び支払い)

第7条 市長は、第5条の申請を受理したときは、助成資格及び助成額について必要な事項を審査し、支給すべきと認めたときは、松江市ひとり親家庭等高校通学費支給決定通知書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

2 市長は、前項の通知後、速やかに助成金を支払うものとする。

(3) 自宅からの通学が困難等の理由により、寄宿舍への入舎或いは下宿をしている場合 1か月に要する家賃の額が24,000円以下の時はその額の2分の1の額(10円未満切捨て)とし、24,000円を超えるときは12,000円とする。

(助成の方法)

第5条 助成金は、申請のあった月から8月、12月及び翌年の3月の3期に支払うものとし、8月及び12月についてはその前月分まで、3月については当月分までを月末に口座振込により支払うものとする。

第6条・第7条 略

(認定)

第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、助成資格及び助成額について必要な事項を調査し、松江市ひとり親家庭等高校通学費助成資格認定(却下)通知書(様式第2号)を当該申請者に交付するものとする。

(変更の届出)

第9条 通学費受給資格者(以下「受給資格者」という。)は、氏名、住所その他申請した内容に変更を生じたときは、直ちに松江市ひとり親家庭等高校通学費助成申請内容変更届(様式第3号)により、その旨を市

(助成額の返還)

第 8 条 市長は、この要綱の規定により助成を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該助成を受けたと認めるときは、既に支給した助成の額を返還させるものとする。

様式第 1 号(第 5 条関係)

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成申請書
略
記

略	
申請内容	<input type="checkbox"/> 公共交通機関 <input type="checkbox"/> 交通用具 (<input type="checkbox"/> 購入費 <input type="checkbox"/> 修理費) <input type="checkbox"/> 寮・寄宿舎等
自転車通学許可 ステッカー番号	

振込先	金融機関名	銀行・金庫・信組・信連・ 農協・漁協・信漁連
	店舗名	本店・支店・ 本所・支所・出張所
	預金種別	普通・当座・その他()

長に届出なければならない。

(資格喪失の届出)

第 10 条 受給資格者は、次の各号に該当するに至ったときは、直ちに松江市ひとり親家庭等高校通学費助成資格喪失届(様式第 4 号)によりその旨を市長に届出なければならない。

- (1) 受給資格者が結婚等により母子家庭等でなくなったとき。
- (2) 児童が第 2 条に規定する生徒でなくなったとき。
- (3) 生徒が心身の故障等により就学の見込みがなくなったとき、又は休学したとき。

(助成額の返還)

第 11 条 市長は、偽りその他不正の手段により、通学費助成金の支給を受けたと認めるときは、既に支給した通学費助成金を返還させるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成申請書
略

略					
主たる通学方法 (具体的に)	<input type="checkbox"/> 自転車	概算距離 (自転車・バイク等利用 の場合)	km	定期券等 金額	月額 円
	<input type="checkbox"/> バイク				
	<input type="checkbox"/> バス				
	<input type="checkbox"/> 電車				
	<input type="checkbox"/> その他 ()				
		自転車通学 許可ステッ カー番号			

支払希望金融	金融機関名	銀行 金庫 組合	店舗名	本店 支店 出張所
	預金種目	1 普通 2 当座	口座番号	
		3 その他()		

口座番号							
口座名義(カタカナ)							

様式第 2 号(第 7 条関係)

略

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成決定 通知書

年 月 日付けで申請のあった母子家庭等高校通学費助成については、下記金額を助成することを決定したので通知します。

記

助成決定金額：金 _____ 円

フリガナ	
口座名義	

様式第 2 号(第 8 条関係)

略

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成資格認定(却下)通知書

年 月 日付で申請のありました母子家庭等高校通学費助成は、下記のとおり認定(却下)しましたので、通知します。

支給対象児童名	支給期間
	年 月から
	年 月まで

却下理由

様式第 3 号 別紙のとおり

様式第 4 号 別紙のとおり

<改正前>

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所
氏名
TEL

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成申請内容変更届

通学費助成について下記のとおり変更しましたので届出ます。

生徒氏名	生年月日	同居別居 の別	学 校 名	学年
		同・別	高等学校	年

変更内容（該当の箇所についてご記入下さい）

	変更前	変更後
住 所	〒 ー 松江市 町 番地 丁目 番 号 号室	〒 ー 松江市 町 番地 丁目 番 号 号室
氏 名		
通学方法	通学方法 (距離又は金額) km・ 円	通学方法 (距離又は金額) km・ 円
支払希望 金融機関	_____銀行 _____支店 普通・当座 店番_____ 番号_____ 名義_____	_____銀行 _____支店 普通・当座 店番_____ 番号_____ 名義_____
その他		_____月分から変更

<改正前>

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

（あて先）松江市長

申請者 住所
氏名
〒

松江市ひとり親家庭等高校通学費助成資格喪失届

生徒氏名	学 校 名	学年
	高等学校	年

下記のとおり、通学費助成を受ける資格がなくなりましたので届出ます。

- 1 婚姻等により母子家庭等でなくなったため
- 2 申請者が対象児童を監護しなくなったため
- 3 申請者が松江市外に転出したため
- 4 対象児童が高校等の生徒でなくなったため
- 5 対象児童が休学等により通学しなくなったため
- 6 その他（ ）

理由が発生した日 年 月 日

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。